

海上交通低炭素化促進事業費補助金制度の「内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業」の概要（予算枠：4.9億円）

目的

「内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業」に要する経費の一部を国が補助することによりモーダルシフトの受け皿である海上交通事業者のシャーシ等輸送機器の導入の取組みを支援することで、海上交通ネットワークの利用を促進し、環境負荷低減や物流コスト削減等に貢献する。

内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業

- ・補助対象事業者は、船舶運航事業者及び内航運送事業者※1であって、自社が運航する船舶で新規貨物を海上運送※2するために、補助対象輸送機器を新車で購入を行う者
- ・補助対象経費は、補助対象輸送機器の価格（車検費用は対象外）
- ・補助金額は、補助対象経費の1/3
- ・補助対象輸送機器：要綱「別表第3」参照
(けん引自動車(トラクタ)、被けん引自動車(セミトレーラ、フルトレーラ))

※1 本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものを除く

※2 青森～函館間、本土(本州、北海道、四国、九州)～離島及び沖縄本島間並びに沖縄本島～離島間の海上輸送を除く

1. 補助金交付申請書の作成（様式第3）

「内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業」により、新規貨物を海上輸送することによりCO2排出削減効果が見込めることが必要。※3

※3 申請時、「事業計画」に運航事業者、トラック運送事業者、荷主等の連名による「貨物輸送計画」及び「海上輸送によるCO2削減効果(見込み)／年の算出内訳」の添付が必要

運航事業者が管轄の
地方運輸局等へ「補助
金交付申請書」を提出

公募締め切り日

平成23年2月28日

2. 交付決定通知（様式第9）

国土交通省で補助金交付申請書の内容を審査し、交付決定を通知  **事業の開始※4**
《交付決定が補助金支払いを確約するものではない。あくまでも事業計画の実施を認めるものであり、「実績報告書」で「事業計画」に沿った輸送効果が認められることが前提》

※4 「事業計画」に係る導入予定輸送機器等の正式発注、契約締結等は、交付決定通知後に行うものとする

3. 実績報告書の作成（様式第15）

補助対象事業が完了した日※5から、30日を経過した日までに「実績報告書」(添付「補助対象事業が完了したことを確認するに足る書類」及び「CO2排出削減量計算書」(要領11.(3)参照))を提出
《効果が認められない場合、補助金を交付しない場合がある》

※5 「貨物輸送計画」に基づく輸送開始から1ヶ月後

運航事業者が管轄の
地方運輸局等へ「実
績報告書」を提出

4. 額の確定通知（様式第21）

国土交通省で「実績報告書」の内容を審査 

補助金の額を確定し通知

5. 補助金の請求（様式第22）

すみやかに申請者は管轄地方運輸局等に「補助金支払請求書」を提出  補助金の交付